

豪州メルボルン支援団体 視察報告

2010年6月3日
認定NPO法人 難民支援協会



Japan Association for Refugees

Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

メルボルンについて

認定NPO法人 Japan Association for Refugees
難民支援協会



Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

2

メルボルンについて

- ビクトリア州の州都
- 人口約370万人でシドニー(NSW州)に次ぐ豪州第二の都市
- 難民の定住数も2番目に多い
- 支援団体の強力なネットワーク



Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

3

訪問日程と団体

- 日程: 2月27日～3月7日
- 訪問団体: 11ヶ所
 - International Detention Coalition (IDC),
 - Sanctuary Housing Project (Baptcare)
 - Hotham Mission Asylum Seeker Project (HMASP),
 - Asylum Seekers Resource Centre(ASRC)
 - Australian Red Cross,
 - Refugee Council Australia (RCOA)
 - Arabic Speaking Women's Group
 - The Victorian Foundation for Survivors of Torture (Foundation House),
 - 移民・市民権省(DIAC)ビクトリア事務所
 - AMES
 - Ecumenical Migration Centre (EMC)

Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

4

オーストラリアの難民受け入れ

- 2通りの難民受け入れ方法:

① Onshore (難民認定申請手続)
 - 難民条約に基づく国内での申請

② Offshore (再定住)
 - Refugee ProgramとSpecial Humanitarian Program (SHP)の2種類

*①で1件認められる度に②の数は1件減少

オーストラリアの難民・人道支援プログラムビザ

Year	Offshore Refugee	SHP	Onshore	Grant Total
2006-07	6,003	5,275	1,739	13,017
2007-08	5,962	5,026	2,026	13,014
2008-09	6,499	4,511	2,497	13,507

2010-11には、Offshore・Onshore合わせて13,750人の受け入れ予定

Onshoreの制度

- 毎年約4,000件の難民申請(Ex. 2007-08:3,987件)
- 主な申請者の出身国:
中国、スリランカ、マレーシア、インドネシア
- 主な認定者の出身国:
スリランカ、中国、イラク、パキスタン、イラン
- 一時申請→Refugee Review Tribunal (独立機関)
→①裁判 or ②DIAC大臣に異議を申し立て
- 認定された場合は、Permanent Protection Visaを付与。

Onshoreの制度

- 一時申請で3-6ヶ月、異議で3-6ヶ月、裁判では1-5年で結果。
ただし、もっと長かかるケースもあり。
- ビザを持って正規に入国した場合は、Bridging Visaが与えられ、
それ以外は基本的に収容。
(Ex. クリスマス島)
- たいていの場合は、Bridging Visa保持者には就労許可が付与。
- ビザ保持者は、Medicare(国保に相当)への加入可。

難民申請者への支援

- メルボルンでは、主に5団体が関与：
 - ① Australian Red Cross
 - 政府の委託を受け、支援プログラム(ASAS, CAS)を運営
 - ②HMASP (政府からの資金なし)
 - ③SHP (政府からの資金なし)
 - ④ASRC(政府からの資金なし)
 - ⑤Foundation House: 拷問経験やトラウマを持つ人への支援

- 無料法律相談は、①Victorian Legal Aid, ②Refugee and Immigration Legal Centre, ③ASRCで提供

支援団体



支援団体



メンタルヘルスケアの支援団体



シェルター



Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

13

収容について

- 現在、豪州全土で6ヶ所(クリスマス島含む)の収容施設が運営されている
- 被収容者は、①難民申請者、②ビザが切れた者、③刑事上有罪判決を受けた者。
- メルボルンから最も近いMaribyrnong Detention Centreには、3月現在約30人が収容中(定員70-80人)。
- 施設内部は、4つ居住ゾーンがあり、家族が同一ゾーンで生活可。
- 面会時の仕切りや時間制限なし。

Copyright © 2010 Japan Association for Refugees All Rights Reserved.

14

収容について

- 施設の管理は、SERCOという民間会社、施設内の医療サービスはIHMSという会社に委託。
- Red Crossスタッフは施設内のfull accessあり。収容所のマネージャーによる定期的ミーティング(週一)。懸念事項や問題を共有後、改善されない事項は、四半期の報告書へ。
- 豪州人権委員会とオンブズマンも年に1回程度、施設を訪問。
- 4年前の研究の結果、「Not to detain anyone」
- ケースマネジメント (2006年～)
- 帰国支援(IOM)

Community Detention

- 2005年、政府が子どもを収容しない決定
→Community Detention Programの開始
- 法律上は、収容されている。
- 外泊禁止。
- 対象者:身元不明確な者、メンタルヘルスの問題がある者 etc. *DIACは理由説明しなくてよい
- ビクトリア州では、6名の対象者。
- Red CrossのワーカーとDIACのワーカーがそれぞれ割り当てられる。
- 医療サービスへのアクセス
- DIACのディレクター「理想的な状態ではない」

Offshore Programについて

【難民の選定】

- ・国外から申請し、メルボルンとシドニーにあるprocessing centreで選定された後、DIAC職員が現地に赴きインタビュー。
- ・HCRからのリファール
- ・国内統合や国際情勢を考慮して受け入れを決定。
- ・主な出身国:ビルマ、イラク、アフガン、スーダン

【出国前研修】

- ・AUSCO Program: 豪州定住に向けた5日間の研修

【Allocation】

- ・DIACが担当。本人とつながりのある人がいる場所orコミュニティがあるところに配置。それ以外は、地方政府と相談。

Offshore Programについて

【到着後の支援】

- ・IHSS: AMESが4つの団体と協働し、難民到着後の空港での出迎えやケースワークetc. 多様なサービスを提供。
- ・住居は、到着後4週間のみ無料。その後は、一般の住居
- ・このプログラムは、6ヶ月間(12ヶ月まで延長可)
- ・難民本人とAMESのワーカー、「Community Guides」の三者が協力して定住促進。
- ・英語学習→Adult migrant English Program (AMEP)
- ・IHSS終了後は、到着後5年までSettlement Grants Program (SGP)を利用可。

政府と市民社会の協働

NGOsと政府の協働は、政策が変わって活発化

DIACヴィクトリア事務所のディレクター

「市民社会と協働することで、より良い結果がもたらされると考えている。資源が限られているため、NGOsがあることで、優先事項を優先できるようになる」

RCOAのリサーチ・コーディネーター

「政府がNGOsと協働しないのは“Loss”だと思う。NGOsは専門性をもっているため、協働することで、政府は負担を軽減することができる」

政府と市民社会の協働

Foundation House ディレクター

「政府との間で、何が共通点かを考え、明確な焦点を定めることが重要。信頼を勝ち取って関係を作っていくとよいのでは」

⇒キーワードは、専門性とバランス

Arabic Speaking Women's Group

- 「アラビア語話者の女性」という共通点
- 女性をencourageする目的
- 参加者は、宗教、出身国、年齢、在豪歴も様々
- 毎週木曜日の10:00から13:00で、1時間は英語レッスン、2時間はテーマを決めた情報提供セッション
- チャイルドケアや送迎あり
- 積極的に意見交換
- リーダー決めは消極的

